

議案第53号

米原市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について

米原市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和5年8月30日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

令和6年4月分から放課後児童クラブの保護者負担金の額を決定し、併せて対象児童に関する規定の一部を明確にするため、この案を提出するものである。

## 米原市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

米原市放課後児童クラブ条例（平成17年米原市条例第104号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号を次のように改める。

（1）市内の小学校に就学する児童で、その保護者の就労、疾病等の理由により、小学校の放課後等に養育を受けることができない児童とする。

別表中「9,000円」を「10,000円」に、「3,000円」を「4,000円」に、「13,000円」を「18,000円」に改める。

### 付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の児童クラブの利用に係る入会の手続および入会の許可その他この条例の施行に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

（経過措置）

3 この条例による改正後の米原市放課後児童クラブ条例別表の規定は、令和6年4月分からの負担金について適用し、令和6年3月分までの負担金については、なお従前の例による。

米原市放課後児童クラブ条例新旧対照表（改正理由）

改正後	現 行	改正理由																																				
<p>(対象児童)</p> <p>第3条 児童クラブの対象児童は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p><u>(1) 市内の小学校に就学する児童で、その保護者の就労、疾病等の理由により、小学校の放課後等に養育を受けることができない児童とする。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>別表（第8条関係）</p> <p>1 年間利用の負担金（児童1人につき月額）</p> <table border="1" data-bbox="125 767 851 868"> <tr> <td colspan="2">負担金額</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;"><u>10,000円</u></td> </tr> </table> <p>2 長期休業期間利用の負担金（児童1人につき1期間当たり）</p> <table border="1" data-bbox="125 962 862 1222"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>負担金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学年始休業日（4月春休み）</td> <td style="text-align: right;"><u>4,000円</u></td> </tr> <tr> <td>夏季休業日（夏休み）</td> <td style="text-align: right;"><u>18,000円</u></td> </tr> <tr> <td>冬季休業日（冬休み）</td> <td style="text-align: right;"><u>4,000円</u></td> </tr> <tr> <td>学年末休業日（3月春休み）</td> <td style="text-align: right;"><u>4,000円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 土曜日利用の負担金（児童1人につき月額）</p> <table border="1" data-bbox="125 1278 866 1378"> <tr> <td colspan="2">負担金額</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;"><u>4,000円</u></td> </tr> </table> <p>4 略</p>	負担金額			<u>10,000円</u>	区分	負担金額	学年始休業日（4月春休み）	<u>4,000円</u>	夏季休業日（夏休み）	<u>18,000円</u>	冬季休業日（冬休み）	<u>4,000円</u>	学年末休業日（3月春休み）	<u>4,000円</u>	負担金額			<u>4,000円</u>	<p>(対象児童)</p> <p>第3条 児童クラブの対象児童は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p><u>(1) 小学校に就学している児童</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>別表（第8条関係）</p> <p>1 年間利用の負担金（児童1人につき月額）</p> <table border="1" data-bbox="938 767 1671 868"> <tr> <td colspan="2">負担金額</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;"><u>9,000円</u></td> </tr> </table> <p>2 長期休業期間利用の負担金（児童1人につき1期間当たり）</p> <table border="1" data-bbox="938 962 1671 1222"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>負担金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学年始休業日（4月春休み）</td> <td style="text-align: right;"><u>3,000円</u></td> </tr> <tr> <td>夏季休業日（夏休み）</td> <td style="text-align: right;"><u>13,000円</u></td> </tr> <tr> <td>冬季休業日（冬休み）</td> <td style="text-align: right;"><u>3,000円</u></td> </tr> <tr> <td>学年末休業日（3月春休み）</td> <td style="text-align: right;"><u>3,000円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 土曜日利用の負担金（児童1人につき月額）</p> <table border="1" data-bbox="938 1278 1675 1378"> <tr> <td colspan="2">負担金額</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;"><u>3,000円</u></td> </tr> </table> <p>4 略</p>	負担金額			<u>9,000円</u>	区分	負担金額	学年始休業日（4月春休み）	<u>3,000円</u>	夏季休業日（夏休み）	<u>13,000円</u>	冬季休業日（冬休み）	<u>3,000円</u>	学年末休業日（3月春休み）	<u>3,000円</u>	負担金額			<u>3,000円</u>	<p>・対象児童を明確にするため</p> <p>・保護者負担金の額を改定するため</p>
負担金額																																						
	<u>10,000円</u>																																					
区分	負担金額																																					
学年始休業日（4月春休み）	<u>4,000円</u>																																					
夏季休業日（夏休み）	<u>18,000円</u>																																					
冬季休業日（冬休み）	<u>4,000円</u>																																					
学年末休業日（3月春休み）	<u>4,000円</u>																																					
負担金額																																						
	<u>4,000円</u>																																					
負担金額																																						
	<u>9,000円</u>																																					
区分	負担金額																																					
学年始休業日（4月春休み）	<u>3,000円</u>																																					
夏季休業日（夏休み）	<u>13,000円</u>																																					
冬季休業日（冬休み）	<u>3,000円</u>																																					
学年末休業日（3月春休み）	<u>3,000円</u>																																					
負担金額																																						
	<u>3,000円</u>																																					

